

紹介受診重点医療機関について

1 外来機能報告について

国において令和4年度から外来機能報告制度が開始され、外来医療の状況と、紹介受診重点医療機関となる意向について調査を実施

2 紹介受診重点医療機関について

患者の紹介・逆紹介の流れの円滑化を図ることを目的として、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関（紹介患者への外来を基本とする医療機関）を紹介受診重点医療機関とし、外来機能を明確化するもの。

地域の協議の場において協議を行い、協議が整った医療機関を紹介受診重点医療機関として県が公表することとされている。

(1) 医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）の機能例

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来 など
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
例) 外来化学療法、外来放射線治療 など
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
例) 紹介患者に対する外来 など

(2) 国が示す要件

- ① 医療機関に「紹介受診重点医療機関」となる意向があること
- ② 初診外来のうち「重点外来」の件数が占める割合 40%以上、かつ、再診外来のうち「重点外来」の件数が示す割合 25%以上
または、紹介率 50%以上、逆紹介率 40%以上

(3) 公表までのスケジュール

令和6年3月 医療審議会地域医療構想部会において協議
協議が整った医療機関を県 HP で公表

(4) 医療審議会地域医療構想部会での協議の進め方

外来機能報告により把握した、医療機関ごとの紹介受診重点医療機関となる意向の有無、紹介受診重点外来に関する基準の適合状況等を踏まえ協議を行う。

- ① 国が示す要件を満たす場合
原則として、紹介受診重点医療機関に選定
- ② 国が示す要件のいずれかを満たさない場合
当該医療機関へ意見聴取を行うとともに、選定の適否を協議